令和２年１２月オレンジ勉強会

後遺症の加重傷害

令和２年１２月１８日

弁護士　尾形　駿

第１　事案概要

１　約１０年前の交通事故（前回交通事故）

２　前回交通事故において，後頚部～両肩甲部の痛み，右肩違和感が発生し，これについて，１４級９号（「局部に神経症状を残すもの」）の後遺障害として認定される

３　交通事故（本件交通事故）発生

４　後頸部痛，左腕～末梢の知覚鈍麻，左第４・５指しびれ等が発生

５　後遺症非該当

（理由）

①前回交通事故による頸椎捻挫後の後頚部～両肩甲部の痛み，右肩違和感について，１４級９号（「局部に神経症状を残すもの」）に関する認定がなされている

②（加重障害の問題）１２級１３号（「局部に頑固な神経症状を残すもの」）に該当する必要があり，

（１２級１３号該当性の問題）そのためには，自覚症状が医学的な整合性の認められる画像所見及び神経学的書面等の他覚的所見によって裏付けられることが必要

第２　問題点

１０年前の前回交通事故の際に，１４級９号（「局部に神経症状を残すもの」）の後遺障害として認定されたことを理由に，加重傷害の問題として取り扱われるか（再度，）

→①再度，１４級９号の認定はできないか

②仮に，１２級１３号に該当するとしたら，１４級該当分の後遺障害に関する損害賠償額は控除されるか

第３　加重障害とは

自賠法施行令第２条２項

「法第１３条第１項の保険金額は，既に後遺障害のある者が傷害を受けたことによつて同一部位について後遺障害の程度を加重した場合における当該後遺障害による損害については，当該後遺障害の該当する別表第一又は別表第二に定める等級に応ずるこれらの表に定める金額から，既にあつた後遺障害の該当するこれらの表に定める等級に応ずるこれらの表に定める金額を控除した金額とする。」

第４　考え方及び実務での扱い

１　自賠責保険における扱い

既存障害と同一部位に，今回の交通事故により新たな後遺障害が生じた場合でも，既存障害よりも高い等級にならなければ，自賠責保険の扱いでは加重障害に該当しない。

たとえば，頚椎捻挫により神経症状の後遺障害（１４級）の既存障害がある人が，今回の交通事故で新たに頚椎捻挫を受傷して神経症状の後遺障害（１４級）を残したとしても，加重障害として扱われず非該当となり，自賠責保険金は支払われない。

２　裁判実務における扱い

通常，逸失利益の算定では，１４級の神経症状の後遺障害は労働能力喪失期間を２～５年，１２級の神経症状の後遺障害は労働能力喪失期間を５～１０年程度に制限されることが多いため，裁判実務においては，本件交通事故当時に，既存障害の症状が，既に治癒していたり改善していると認定される場合には，本件交通事故を原因とする「後遺障害による損害」（逸失利益，後遺障害慰謝料）が認められることがある。

第５　裁判例

別紙参照

第６　その他

１　１２級１３号（「局部に頑固な神経症状を残すもの」）該当性判断

１２級は，症状が神経学的検査結果や画像所見などの他覚的所見により，医学的に証明できるもの，具体的には，「本件事故に起因する外傷性の変化や症状と整合する脊髄・神経根への明らかな圧迫所見が認められること」が必要となる

２　１４級９号（「局部に神経症状を残すもの」）該当性判断

１４級は「障害の存在が医学的に説明可能」「医学的に証明できないが，自覚症状が単なる故意の誇張でないと医学的に推定されるもの」という考え方が採用されている。

（判断要素）

・事故状況との関連性（事故状況が後遺症を残す程度のものであるか）
・受傷当時からの症状の訴えの「一貫性」　（自覚症状が一貫して継続しているか）
・治療状況の推移（定期的な通院があるか）
・検査内容（症状に応じた適切な検査を受けているか

・症状の重篤性
・医師の後遺障害診断書・経緯説明書等の記載内容（症状改善可能性の有無）
※他覚的所見があればなおよい

（別紙）

１　裁判年月日　平成 30 年 4 月 19 日　裁判所名　神戸地裁　裁判区分　判決
事件番号　平２８（ワ）７６３号

「 (1)　証拠（甲１９，乙２８，反訴原告Ｘ２本人）及び弁論の全趣旨によれば，反訴原告Ｘ２は，平成１２年８月１０日，前回事故に遭い，これによる頚部受傷後の頚部痛（左＞右），左上肢～手指のしびれ感等の症状について，後遺障害等級１２級１２号（現行１３号），既存障害１４級１０号（現行９号）の加重障害の認定を受けたことが認められるが，前回事故は本件事故から１３年以上前のものであること，前回事故による後遺障害の具体的な内容・程度や予後の経過は不明であり，本件事故当時，反訴原告Ｘ２に前回事故による後遺障害が残存していたか判然とせず，前回事故による後遺障害が本件事故後の症状に寄与したことを認めることはできないから，前回事故による後遺障害を理由とする素因減額を認めることはできない。」

２　平成 26 年 8 月 28 日横浜地方裁判所判決（平２６（ワ）５１６号損害賠償請求事件（交通事故））

「１　争点①（原告の後遺障害の有無及び程度）について

(1)　別件事故１ないし別件事故２による後遺障害の残存の有無について

前記前提事実(1)(4)によれば，原告は，別件事故１によって腰痛等の後遺障害が，別件事故２によって頸椎捻挫後の右上肢しびれの後遺障害が残存したことが認められるものの，いずれの後遺障害も「局部に神経症状を残すもの」として，後遺障害等級表の第１４級第９号に該当する程度にとどまること，本件事故は，別件事故１による後遺障害の症状固定日から約７年，別件事故２による後遺障害の症状固定日から約２年１０か月経過した後に発生したものであることを認めることができる。このような別件事故１ないし別件事故２による後遺障害の程度や本件事故までの間に相当期間が経過していることに加えて，原告は，平成２４年７月に富士山に登頂した他，同年１１月に野球の試合に４番１塁手として出場するなどしており，本件事故当時，積極的にスポーツをしていたこと（甲１４ないし１６），原告は，本件事故当時，腰痛や右上肢しびれの症状等のための通院等しておらず，別件事故１ないし別件事故２による後遺障害が残存していたことをうかがわせる証拠も見当たらないこと（甲１４，弁論の全趣旨）を併せて考えれば，原告の別件事故１ないし別件事故２による後遺障害は，本件事故当時，残存していたと認めることはできない（なお，このように解することは，一般に，後遺障害等級表の第１４級第９号の神経症状についての後遺障害に係る労働能力喪失期間が３から５年程度に制限されている

こととも整合的である。)。

(2)　本件事故による原告の後遺障害の有無と程度について

前記前提事実及び証拠（後掲）によれば，①本件事故は，被告車の原告車への衝突によって，原告車が横転し，一回転し大破，全損となった態様であること（前記前提事実(1)オ），②原告は，本件事故によって，頸椎捻挫，頸部神経根症，腰椎捻挫，右坐骨神経痛及び右第８，９肋骨骨折の傷害を負ったと診断され（同(3)ア），右上肢痛・しびれ及び腰部痛等の後遺障害が残存した（症状固定日平成２５年７月２３日）と診断されていること（甲２），③自賠責保険の後遺障害等級認定手続において，本件事故による頸部受傷後の右上肢痛・しびれ及び腰部痛の症状については，後遺障害等級表の第１４級第９号に該当する後遺障害が残存していることは否定されていないこと（前記前提事実(5)）を認めることができる。これらの事実に加えて，原告の治療状況や症状の経過（甲２ないし５）を併せて考えれば，原告には，頸部受傷後の右上肢痛・しびれ及び腰部痛の症状について後遺障害が残存しており（症状固定日平成２５年７月２３日），これは「局部に神経症状を残すもの」として後遺障害等級表の第１４級第９号に相当するというべきである。

したがって，原告は，本件事故によって，後遺障害等級表の第１４級第９号に相当する後遺障害を負ったと認めることができる。」